

令和2年3月31日

保護者の皆様へ

練馬区立石神井西小学校
校長 山口 義一

学校教育の再開に向けて

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
練馬区では、4月6日（月）の新学期から、感染防止対策の徹底を図りながら学校を再開することになりました。

これを受けて、本校では下記のような対応をいたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 4月6日（月）～10日（金）までの対応

練馬区の方針を受けて、6日（月）～10日（金）の1週間は、午前授業とします。7日（火）からは、2年生以上は感染防止対策を講じた上で、給食を実施します。

2 具体的な感染防止対策

（1）児童及び教職員の健康チェック

- ① 児童及び教職員は、登校前の検温を実施します。当面の間は健康観察表（4月6日配布）を用いて検温結果を把握します。（毎日提出してください。）
- ② 発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で静養するようにしてください。その場合、児童は出席停止扱いとなり、欠席の扱いとはしません。

（2）児童及び教職員の健康管理の徹底

- ① 児童には、可能な範囲でのマスクの着用をお願いします。教職員は、マスクを着用します。マスクがない場合には、手作りマスクの準備もご検討ください。
*マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html
- ② 手洗い、咳エチケットの励行、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける指導を行います。ご家庭でもご指導よろしくをお願いします。
- ③ 授業中に体温が高い、風邪症状がみられるなどの児童は、速やかに保護者に連絡し、お迎えに来ていただきます。勤務中に体調不良になった教職員は、速やかに教室等から退出させ、状況に応じて受診を促します。

（3）教室等の換気の実施及び衛生管理

- ① 教室及び廊下の窓、ドア等を常時開放します。
- ② 教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液を使用して清掃します。

（4）授業や学校行事における配慮

- ① 教室では、可能な限り児童の机間を開けます。
- ② 飛沫感染の可能性の生じる接近距離での話し合い活動は行わないようにします。（グループや少人数での話し合い、教え合い等）
- ③ 体育における身体接触を伴う活動、家庭科等における調理実習、音楽における歌唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカなどを用いる活動は、当面の間実施しません。

裏面へ

- ④ 朝会、集会等は、屋外で、または、放送機器を活用して行い、体育館に全校児童が集まる状況を避けます。
- ⑤ 発育測定、健康診断は、待機者が滞留しないように工夫します。
- ⑥ 4月中の遠足（3、4年）は延期します。

(5) 給食指導における配慮

- ① 配膳・片付け時のマスク着用を徹底します。
- ② 給食準備前の手洗いを徹底します。
- ③ 授業時と同様に机が接する配置を避けるとともに、向かい合って食べることがないようにします。
- ④ 食事中の会話は、可能な限り控えさせます。
- ⑤ 食後の片付けの後の手洗いを励行します。

3 児童の心のケア及び偏見や差別を生まないための指導

- ① 担任、養護教諭、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーなどを活用し、児童の心の相談に対応します。
- ② 感染者、濃厚接触者とその家族、治療にあっている医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであることを、全校朝会や学級指導の機会を捉えて指導します。

4 外出時の配慮

学校では、子供たちに対し、不要不急の外出を控えるとともに、外出する場合においても、集団感染リスクである3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話）等が重なる場を避けるよう指導します。各ご家庭においても特段の配慮をお願いいたします。

5 感染者が発生した場合等の学校の臨時休業の判断

児童に発症者が発生した場合には、当該児童については、治癒するまでの間、出席停止となります。（教職員も同様）学校は、関係機関と協議の上、臨時休業の検討を行います。

児童が濃厚接触者である旨を把握した場合には、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、出席停止となります。（教職員も同様）学校は、関係機関と協議の上、必要に応じて臨時休業を検討します。

児童やご家族が新型コロナウイルスの感染者または、濃厚接触者と判明した場合は、速やかにご連絡ください。その場合、プライバシーの保護には十分配慮します。

6 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童を出席させない場合は、出席停止扱いとします。
- ② 年度当初の保護者会は、当日説明する内容を文書であらかじめお伝えし、短時間で開催します。開催の際は、座席の間隔を空け、十分な喚起を行います。